

令和3年度鳥取市雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度鳥取市雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、令和3年度の雪害等の自然災害により全半壊の被害を受けた園芸施設等の復旧を行うことにより、園芸産地等の維持発展と本市特産物の生産振興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和3年度雪害園芸施設等復旧対策事業費補助金交付要綱（令和4年1月21日付け第202100251334号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項に規定する復旧事業とする。ただし、令和3年12月25日から令和4年3月31日までの間に発生した雪害に対し、復旧対策を行ったものに限る。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う農林業者、農業法人、生産組織又は農業協同組合とする。ただし、本市に在住し、又は所在地を置くものに限る。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和3年12月25日以降に発生した雪害により損壊（別表1に規定する被災区分に該当する損壊に限る。）した施設園芸・特用林産物ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥舎その他の生産施設等の復旧に要する経費とする。

(補助金の額の算定)

第6条 本補助金は、補助対象経費又は別表2の第2欄の上限額のいずれか低い額から同表の第3欄に掲げる額を差し引いた額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。）を除く。）に2分の1を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨てるものとする。）で算定し、予算の範囲内で交付する。

2 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助対象事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 別記様式

(2) 補助対象事業の着手の日その他事業の進捗の状況等が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から34日以内に行うものとする。

(補助事業の着手等)

第9条 本補助金に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に定める着手届の提出を要しない。

2 事業の内容が明確であり、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、事業実施主体は、交付決定前であっても、交付決定前着工(着手)届を提出することにより、着手することができるものとする。この場合において、交付決定を受けるまでの間に生じたあらゆる損失等は、事業実施主体の責任とする。

(承認を要しない変更)

第10条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 再建場所の変更

(実績報告)

第11条 本補助金の実績報告は、本補助金の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別記様式によるものとする。

3 本補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第2号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の施設等

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年3月2日から施行し、令和3年12月25日から令和4年3月31日までに発生した雪害に対して適用する。

別表1（第5条関係）

1 被災区分		2 対象となる被災程度
施設園芸・特用林産物ハウス、果樹棚、畜舎、堆肥舎	全壊	構造材の全部が損壊したもの
	半壊	全壊以外の損壊
果樹の樹体	損壊	樹体の倒壊や折れ、裂け

別表2（第6条関係）

1 施設区分	2 復旧費の上限	3 補助金の控除額
施設園芸・特用林産物ハウス、畜舎及び堆肥舎	<p>(1)施設園芸・特用林産物ハウス 単棟ハウス 8,946 円/m² 連棟ハウス 5,391 円/m² (園芸施設共済評価要領第3の1の別表1・2・3より算出した標準価額)</p> <p>(2)畜舎・堆肥舎 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日30生産第2218号）等、国の定める上限事業費（別表3）を準用する</p> <p>(3)再生産に伴う既存施設の撤去費用 ア 施設園芸・特用林産物ハウス 1,300 円/m²を上限とする イ 畜舎・堆肥舎 9,000 円/m²を上限とする</p>	<p>(1)農業共済加入施設の場合は共済金受領額</p> <p>(2)農業共済未加入施設の場合は復旧費又は第2欄のいずれか低い額の30%</p> <p>(3)共済対象外施設の場合は0円</p>
果樹棚	<p>(1)平棚 1,100 円/m²（突上棚） 2,300 円/m²（吊棚）</p> <p>(2)網掛け兼用棚 2,200 円/m² ただし、いずれの場合も再生産に伴う既存施設の撤去費用については、300 円/m²を別途上限とする</p>	
果樹の樹体損傷	果樹苗木、園地改良、融雪剤※ 300 円/m ²	

家畜避難経費	<p>(1) 避難輸送等経費 10,000 円/頭を上限とする</p> <p>(2) 避難施設利用料 42 円/頭・日を上限とする (補助対象とする期間は、 避難原因日から 3 ヶ月以内 とする。ただし、畜舎を再 建する場合にあっては避難 原因日から 9 ヶ月以内とす る。)</p>	
--------	--	--

※原則、復旧事業に早期に取りかかるために必要な場合のみを対象とする。

別表3 畜舎等建築費の上限額の基準例

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱」	
	<p>家畜飼養管理施設（共同利用施設）</p> <p>肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く） 29千円/m²</p> <p>乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く） 成牛用45千円/m²、哺育育成牛用45千円/m²</p> <p>一般豚舎（ストール等附帯部分を除く） 45千円/m²</p> <p>分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く） 59千円/m²</p> <p>ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く） 48千円/m²</p> <p>家畜排せつ物処理利用施設</p> <p>堆肥舎 45 千円/m²</p> <p>屋根掛け（500 m²未満）23 千円/m²</p> <p>屋根掛け（500 m²以上）20 千円/m²</p> <p>尿貯留施設（1000m³未満）30 千円/m³</p> <p>尿貯留施設（1000m³以上）25 千円/m³</p> <p>飼料作物関連施設</p> <p>乾草舎 50 千円/m²</p> <p>飼料調製施設 50 千円/m²</p>
「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領」	
	<p>家畜飼養管理施設</p> <p>肉用牛舎（ストール等附帯部分を除く） 29千円/m²</p> <p>乳用牛舎（ストール等附帯部分を除く） 成牛用45千円/m²、哺育育成用45千円/m²</p> <p>一般豚舎（ストール等附帯部分を除く） 45千円/m²</p> <p>分娩豚舎（ストール等附帯部分を除く） 59千円/m²</p> <p>ウインドレス鶏舎（ケージ等附帯部分を除く） 48千円/m²</p> <p>家畜排せつ物処理利用施設</p> <p>堆肥舎（500m²未満 附帯設備を除く） 45千円/m²</p> <p>堆肥舎（500m²以上 附帯設備を除く） 45千円/m²</p> <p>尿貯留施設（1000m³未満 附帯設備を除く） 30千円/m³</p> <p>尿貯留施設（1000m³以上 附帯設備を除く） 25千円/m³</p> <p>自給飼料関連施設</p> <p>バンカーサイロ 7 千円/m³</p> <p>飼料原料保管施設等（附帯設備を除く） 45千円/m²</p> <p>飼料調製施設（附帯設備を除く） 50千円/m²</p>

果樹棚	(氏名)																	
		小計																
		小計																
	農業者計																	
	(農協名)	リース先対象者																
		小計																
		リース先対象者																
		小計																
	農協計																	
	施設計																	
樹体	(氏名)																	
		小計																
		小計																
	農業者計																	
	(農協名)	対象者																
		小計																
		対象者																
		小計																
	農協計																	
	施設計																	
合計																		

- 注 1) 復旧施設の面積は、原則として当該施設の受益面積とする。
- 2) ①復旧に要する(した)経費は、次の額を上限にする。
 施設園芸・特用林産物ハウス : 園芸施設共済事務取扱要領・評価要領によって算出された標準価額
 畜舎・堆肥舎 : 国等の基準(適用した基準がわかるものを添付すること)
 果樹棚 : ⑦平棚 1, 100円/m²(突上棚)、2, 300円/m²(吊棚) ⑧網掛け兼用棚 : 2, 200円/m²
 樹体 : 300円/m²
- 3) 共済未加入者の②共済金受領予定(決算)額は、①復旧に要する(した)経費の30%とする。
- 4) 施設園芸・特用林産物ハウス及び果樹棚の③撤去を要する(した)経費は、次の額を上限とする。
 施設園芸・特用林産物ハウス : 1, 300円/m² 果樹棚 : 300円/m²
 畜舎・堆肥舎 : 9, 000円/m²

- 5) 備考欄には損壊した施設を補助事業で導入した場合は、当該補助事業名及び事業年度を記入する。
- 6) 負担区分の農協欄は農協自身が負担し、農業者に利用料金として賦課しない部分を記入する。
- 7) 負担区分の農業者欄は、事業実施主体が農業者の場合は自らが負担する部分を記入し、事業実施主体が農協の場合は利用料金として農業者に賦課する部分を記入する。
- 8) 復旧に要する(した)経費①の補助上限額には園芸施設共済評価要領第3の1の別表1・2・3より求められた標準価額(m²あたり)に復旧施設面積をかけた金額を記入する。そして、見積(実績)額と比較し、価格の低いほうを補助対象額として計算する。

(2)家畜避難計画 (又は実績)

(単位:円)

事業実施主体名	避難家畜		避難施設の名称 及び所在地	施設の所有者 および住所	家畜輸送等に 要する(した) 経費(税抜) ④	施設の利用に要する(した)経費(税抜)			補助対象額 ④+⑤	負担区分			備考
	家畜の 種類	頭数 (頭)				単価(円/日)	期間(日)	経費 ⑤		市	農協等	農業者	
(氏名)													
合計			—	—		—	—						

- 注 1) 家畜輸送等に要する(した)経費は10,000円/頭を上限とする。(見積書を添付すること)
 2) 施設の利用に要する(した)経費は42円/頭・日を上限とする。(算出根拠、施設の所有者との貸借等が明らかになる書類等を添付すること)

第3 経費の配分

(単位:円)

区分	補助事業に要する(した)経費 ⑥+⑦+⑧	補助金額 ⑥	負担区分			備考
			市⑥	農協⑦	農業者⑧	
令和3年度雪害園芸施設等 復旧対策事業						総事業費
合計						

第4 事業完了予定(又は完了)年月日

第5 収支予算(又は決算)

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備考
			増	減	
市費 農業者					
計					

(2) 支出の部

(単位:円)

区 分	本年度予算額 (又は本年度決算額)	前年度予算額 (又は本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
令和3年度雪害園芸施設等 復旧対策事業					
計					

第6 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

第7 副復旧施設を担保にした借入金の有無(有・無)

第8 添付書類

(1) 事業計画に添付する書類

- ①施設の位置図(縮尺1/25000程度の地図に記載する。被災施設と復旧施設の位置が異なる場合はそれぞれがわかるようにする。)
- ②見積書等復旧に係る事業費がわかるもの。
- ③被災及び復旧予定の見取図及び被災施設の写真(可能な限り写真を添付)
- ④農業共済加入施設の場合は、共済証券の写し
- ⑤農業共済加入施設の場合は、共済金支払通知の写し(交付申請時点ですでに農業共済から送付されている場合)
- ⑥農業共済加入施設の場合は、市町村からの被災状況等についての照会に対する農業共済組合からの回答文書の写し
- ⑦農業共済未加入施設の場合及び被災施設の写真がない場合は、市町村長の被災証明書

(2) 実績報告書に添付する書類

- ①農業共済加入の施設の場合は、共済金支払通知書の写し(交付申請時に添付できなかった場合)
- ②農協が事業実施主体の場合は施設の賃貸借契約書
- ③復旧後の見取り図及び復旧施設の写真(写真は必須)